

多様な広域連携促進事業 募集要領

令和4年2月8日
総務省自治行政局市町村課

1. 趣旨

今後、人口減少・少子高齢社会の中で様々な資源制約が顕在化し、また、住民ニーズや地域の課題が多様化・複雑化していく地域社会において、地方公共団体が人々の暮らしを支える行政サービスを、持続可能な形で効果的・効率的に提供していくためには、経営資源を有効に活用する観点からも、組織や区域の枠を超えた地方公共団体間の多様な広域連携を、より柔軟かつ積極的に進めていく必要がある。

このような認識の下、他の地方公共団体の参考となるような、地方公共団体間の先進的・優良な広域連携の取組を支援することで、各地域における多様な広域連携の取組の促進に繋げていくことを目的とした委託事業として、本事業を実施する。

2. 募集する事業

ア 対象団体

多様な広域連携に係る以下の取組を進める意欲がある市区町村（(5)については都道府県）

- (1) 定住自立圏、連携中枢都市圏に係る取組（※1）
- (2) 三大都市圏における取組（※2）
- (3) (1)に掲げる圏域の中心市、連携中枢都市となる都市のない地域における取組
- (4) 隣接していない地方公共団体間の取組
- (5) 都道府県による市区町村の補完・支援に係る取組

※1：定住自立圏、連携中枢都市圏の形成のみを目的とした取組については原則として対象外とする。ただし、当該圏域の形成に向けた取組（定住自立圏共生ビジョン又は連携中枢都市圏ビジョンの作成等）に併せて、具体的・実証的な連携の取組を行う場合や、先進的な合意形成の試みを行う場合等は、対象とする。

※2：ここでの「三大都市圏」は、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、さいたま市、千葉市、名古屋市、大阪市、堺市、京都市、神戸市に対して従業又は通学する就業者数及び通学者数の合計を、常住する就業者数及び通学者数の合計で除して得た数値が0.1以上（通勤・通学割合10%以上）の市区町村をいう。

イ 対象事業

持続可能な行政体制の確保に向けて地域全体として積極的に挑戦する広域連携の取組（長期的・客観的な変化の見通しである「地域の未来予測」等を踏まえたものに限る。）のうち、新規性や全国展開の可能性が高く、他団体のモデルとなるような取組を対象とする。

特に、多様な広域連携の推進及び連携の深化といった観点から、以下の取組を中心に選定を行う。

- I 合意形成に時間を要し、かつ継続性のある取組
 - ①計画の共同策定、②専門人材の共同活用、③施設・公共交通の再編に向けた取組
- II 連携中枢都市圏等の取組ではカバーしきれない地域における多様な広域連携の取組
 - ④都道府県による市区町村の補完・支援、⑤隣接していない地方公共団体間の連携

<具体的な取組例>

- (a) 市区町村が策定する法定計画の共同策定（市区町村間の利害調整を伴う計画の共同策定等）
- (b) 公共施設等の再編・共同利用（夜間急病センターの共同設置等）
- (c) 専門人材の広域的な確保・育成・活用（医療・福祉分野、ICT 分野、土木・建築分野等における専門人材の共同確保等）
- (d) デジタルを活用した隣接していない地方公共団体間での連携（遠隔医療、遠隔教育、ワーケーション等に係る連携）
- (e) 都道府県による市区町村の補完・支援（市区町村への職員派遣・技術支援、市区町村事務の代替執行等）

ウ 採択予定団体数

5 団体程度

エ 委託金額

原則として1, 000万円を上限とする。

3. 対象となる経費

委託事業の対象となる経費は、関係者により協議を行うための会議等の運営経費、調査経費等、連携に向けた準備に要するソフト経費を中心とし、別紙「委託対象経費の範囲」に掲げる費目に限るものとする。

地方公共団体の職員の人件費、耐久消費財等の取得費、施設整備費、提案団体の通常の運営経費、提案のあった取組の実施に直接に必要な経費以外の経費、委託期間内に実施されない取組に係る経費、国等から補助金の交付等による支援等を受けている取組に係る経費は対象とならない。

なお、契約上の委託経費の額は、必ずしも提案書に記載した希望金額と一致するものではなく、また、事業の実施に係る経費は、事業実施後に納入された報告書を検査した後、精算払いする。

4. 実施期間

本事業で実施する取組は、委託契約締結の日から令和5年2月28日（火）までに実施可能なものとする。

5. 実施体制

受託者は、本事業の全部又は本事業の根幹に関わる業務（事業内容の決定、事業運営方針の決定、進行管理等）を一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならないこととする。

ただし、事業を円滑かつ効果的に進める観点から、第三者に再委託等することが合理的と認められる業務については、これを第三者に再委託等することができるが、再委託先等については、受託者たる地方公共団体に所在する者とするよう努めるなど、今後の継続的な連絡体制の構築についても考慮した上で決定することとする。

また、受託者は第三者に業務を再委託等しようとする場合には、事前に総務省の承認を受けることとする。その際には再委託先等の名称等（住所、氏名、再委託等を行う業務の範囲、再委託等の必要性及び契約金額）が分かる資料及び再委託先等の選定に用いた仕様書を総務省に提出することとする。

総務省の承認に際しては、再委託等を行う合理的理由、再委託先等の業務遂行能力、その他必要と認められる事項について審査する。

なお、以下の場合は総務省の承認を受けることを要しない。

- ① 再委託等の契約金額が50万円を超えない場合
- ② 以下に掲げる業務その他の本事業の根幹に関わる業務以外の業務を再委託等する場合であって、当該再委託等の契約金額が本事業の委託契約金額の5分の1を超えない場合
 - ・ 翻訳、通訳、速記及び反訳等の類
 - ・ 調査報告書等の外注印刷等の類
 - ・ 会議開催の会議室、会場等の借上げの類
 - ・ 納入成果物に係る各種品質、性能試験等の外注の類

また、当初の提案書等においてあらかじめ再委託等する予定であることを明示し、その実施体制や役割分担が分かる資料についても総務省に提出していた場合については、再委託等することについて総務省の承認を改めて受ける必要はなく、総務省への報告により再委託等することができる。

6. 選定方法

総務省自治行政局市町村課において、外部の有識者を交えた評価を行い、提案を順位付けした上で選定する。

7. 選定基準

以下に掲げる評価項目を基に、総合的に評価を行った上で選定する。

【新規性】

- ・ 従来行われていない新規性の高い取組であるか。

【効果】

- ・ 当該取組を実施することにより、住民の生活圏や経済圏を同一にする市区町村間において、公共私を含めた多機関での連携体制の構築に向けた動きが加速するなど、中長期の行政課題の解決に関する高い効果が見込まれるか。
- ・ 客観的なデータを基に、地域の長期的な変化や課題の見通しを整理する「地域の未来予測」等を活用して、より効果的な施策・対応方針の検討や、連携のための合意形成に向けた取組等が企画されているか。

【継続性】

- ・ 本委託事業の終了後においても、引き続き取組を継続するとともに、取組の成果を活用して、更なる広域連携に取り組むことが見込まれるか。

【全国展開の可能性】

- ・ 他の地域で実施した場合も同様の高い効果が見込まれ、全国展開につながるような取組であるか。

【関係者との連携体制の構築状況】

- ・ 関係市区町村等の関係者との間で、連携のあり方の全般について検討する体制、又は、具体的な事業を連携して実施する体制の構築に向けた調整が進んでいるか。

8. 提案内容の確認・修正

選定は提出された提案書に基づいて行うが、必要に応じて、追加資料の提出依頼、ヒアリング等を実施することがある。

また、委託先候補の決定後、契約締結前までの期間において、必要に応じて総務省と委託先候補との間で調整の上、提案内容について修正等を行うことがある。

9. 提案書類

以下の様式に具体的かつ簡潔・明瞭に記入の上、提出すること。

- ①様式1（PowerPoint形式）：事業概要図
- ②様式2（Word形式）：提案書
- ③様式3（Excel形式）：事業実施計画工程表
- ④様式4（Excel形式）：概算見積額の内訳
- ⑤補足資料（様式自由）：提案を補足する資料があれば、添付することができる。

10. 募集期間

募集開始の日から令和4年3月23日（水）12時までの間に提出すること。

11. 提出方法

提案書類については、原則として電子ファイルをメールにて提出すること（メールアドレスは14を参照）。補足資料等電子媒体での提出が困難なものについては、別途総務省自治行政局市町村課に郵送することも可能（住所は14を参照）。

12. スケジュール（予定）

本事業のスケジュールは、おおむね以下のとおり想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

- ①提案の募集（募集開始の日～3月23日（水））
- ②選定・公表（4月中）
- ③契約締結（4月中～5月上旬）
- ④事業の進捗状況の確認（随時）
- ⑤最終報告会開催（2月頃）
- ⑥成果報告書提出（～令和5年2月28日（火））

